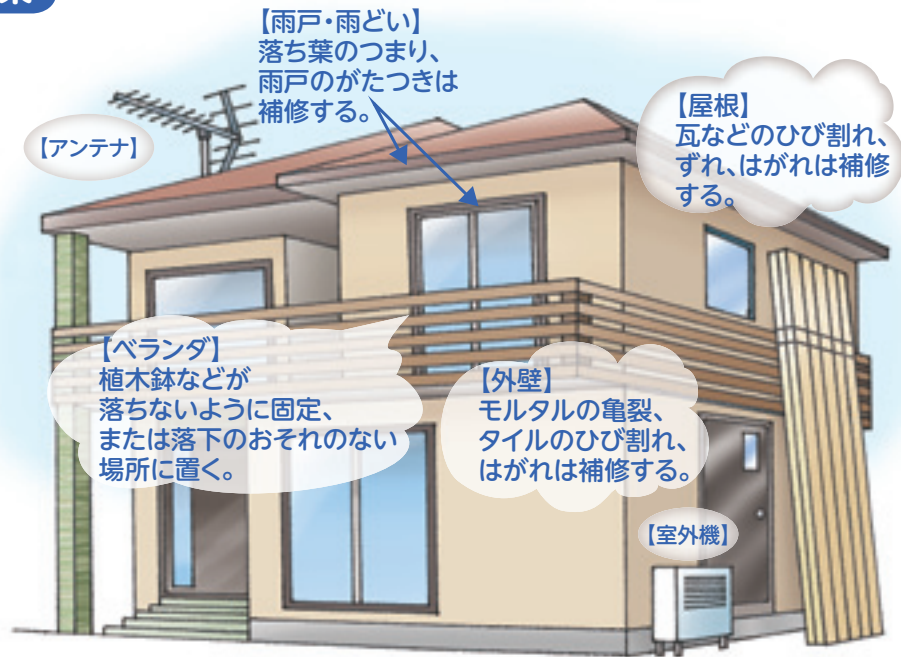


# 建物の安全対策

## 建物のまわりの安全対策

アンテナ、室外機など、取付け物はしっかり固定しましょう。不安なものは専門の業者にみてもらい補修しましょう。



## 建物の耐震化助成

昭和56年5月以前（建築基準法改正前）の旧耐震基準で建築された建築物を対象に、耐震診断や耐震改修工事などの費用の一部を助成しています。

### ■住宅の診断、設計および工事助成の流れ



区民事務所、建築課にあるパンフレット「安全・安心なまちづくりを目指す建築物に係る耐震支援制度の手引き」に綴じ込んであるはがきで申し込み。

※世帯全員が住民税非課税である場合は費用の4/5で120万円が限度となります。

## 分譲マンションなどへの助成制度について

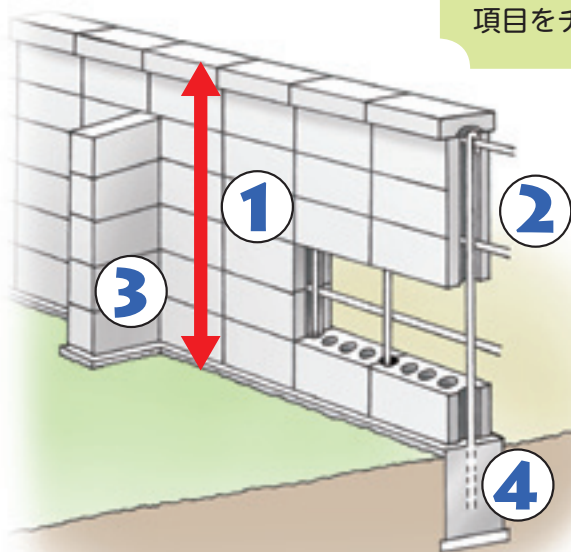
昭和56年5月以前に建築された分譲マンションについても、簡易耐震診断や耐震診断・実施設計・耐震改修工事費用の助成を行っています。詳しくはお問い合わせください。また、分譲マンションや集合住宅の所有者を対象に、耐震相談のためのアドバイザー派遣費用の助成を行っています。

問合せ ▶ 都市整備部建築課耐震化促進係

電話：03-5984-1938

## ブロック塀の安全対策

地震が起きたときに塀が倒れると大変危険です。以下の項目をチェックして、ひとつでも不適合があると危険です。



- ①高さは地面から 2.2m 以下。
- ②直径 9mm 以上の鉄筋が、縦横ともに 80cm 以下の間隔に入っている。縦筋は頂部の横筋にカギ掛けされている。
- ③控え壁は 3.4m 以下ごとに設置。出っ張りは塀の高さの 1/5 以上必要。
- ④基礎の丈は 35cm 以上とし、根入れ深さは地面から 30cm 以上。

## 撤去助成

ブロック塀など<sup>※1</sup>の倒壊による人的被害ゼロを目指し、ブロック塀などの撤去費用を助成します。

※1 コンクリートブロック塀、万年塀、組積造塀その他これらに類する塀

### ■制度を利用できる方

対象となるブロック塀などの所有者（マンション管理組合を含む）

### ■対象となるブロック塀など

【位置】区内の道路などに面していること

【高さ】地上部から高さ 0.8メートル以上のもの

【危険度】上記安全対策の項目をチェックしてひとつでも不適合がある場合は、対象になるためご相談ください。

【その他】助成金の交付決定前に、撤去に着手または既に撤去済みではないこと

※ブロック塀等撤去費用助成の手引きは、危機管理課（本庁舎 7 階）で配布しています

### ■助成金額

1mあたりの助成限度額：8,000 円

※実際にかかった費用が 8,000 円 / m よりも少ない場合は、実際にかかった費用が助成金額となります。

問合せ ▶ 危機管理室危機管理課 電話：03-5984-2438